

労基ニュース

(公社)東基連 足立荒川労働基準協会支部

1月号

〒114-0022

北区王子本町1-22-3

TEL 03-5948-5341

FAX 03-5948-5353

《足立荒川労働基準協会支部からのお知らせ その1》

新年あけましておめでとうございます。本年も会員の皆様のお役に立てるよう、気持ちもあらたに取り組んでまいりますので、変わらぬご指導ご鞭撻のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

支部長、足立労働基準監督署長の新年ご挨拶は2面に掲載させていただきました。

当支部ホームページに「会員専用」ページを設けました。専用ページでは会報「東基連」、当支部会報「労基ニュース」、「労基ニュース」掲載記事の関連資料、通達等がご覧になれるほか、定款・諸規定、議案書がご覧になれますので、ご活用ください。

パスワードは「aa5948」です。

支部行事のご案内

『令和5年度 労務管理と健康づくり講習会』 ※無料です

開催日：令和6年2月6日（火）13：45～16：00（開場：13：20）

開場：足立勤労福祉会館 2階 第二洋室（足立区綾瀬1-34-7）

内容：○「長時間労働防止等に向けた労務管理」について

～過重労働をなくし、職場の健康を確保する～

足立労働基準監督署 副署長 遠藤 忍 氏

○「活力ある職場づくりとメンタルヘルス」

～新しい生活様式とメンタルヘルス 睡眠の重要性～

東京産業保健総合支援センター 産業保健専門職 田中 希実子 氏

※お申込み・ご案内文書を同封いたしました。

『テールゲートリフター特別教育』講習会

開催日 令和6年2月26日（月）

講習時間 9：00～14：30（受付開始8：30）※終了時間は予定です。

講習会場 王子工業会館 2階会議室（北区王子本町1-22-3）

講習科目 テールゲートリフターに関する知識【1時間30分】

テールゲートリフターによる作業に関する知識【2時間】

関係法令【30分】

※学科のみの特別教育となります。実技は、各事業場において実車を用いて実施して頂きます。（実技教育記録の作成・保存が必要です。なお、実技科目は実務経験6箇月以上の方は1時間免除できます。この場合、実務経験証明書を作成・保存してください。

なお、学科に関して一部免除者についての教育は開催しておりません）

受講資格 特になし

受講料 東基連会員：8,690円 一般：11,990円

※いずれもテキスト代（990円）及び消費税込み

- ◆貨物自動車に設置されているテールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作業務が、労働安全衛生法第59条第3項に基づく特別教育の対象となり、令和6年2月1日施行日以降は、下記のカリキュラムによる特別教育を受けた者でなければテールゲートリフターを使用した荷役作業を行うことができなくなります。

新年のご挨拶

(公社)東基連 足立荒川労働基準協会支部
支部長 井上浩

新年あけましておめでとうございます。

年頭にあたり、謹んでお祝いを申し上げます。

旧年中は当支部の業務運営に格別のご支援、ご協力を賜り、会員の皆様にはあらためまして厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月13日に厚生労働省より公表された「令和5年版 過労死等防止対策白書」の中で「過労死等の防止のための対策に関する大綱（令和3年7月30日閣議決定）」に基づく調査分析として、睡眠の不足感が大きいと疲労の持ちこし頻度が高くなり、うつ傾向・不安を悪化させ、主観的幸福感も低くなる傾向があること等が掲載されておりました。

同じく厚生労働省から平成26年3月に公表された「健康づくりのための睡眠指針2014」でも当該指針の科学的根拠として「良い睡眠をとることは、こころの健康づくりとして重要である。不眠が抑うつなどのこころの不健康につながる事が示されている。米国の一般住民を対象にした横断研究によると、不眠の重症度は、併存する不安や抑うつの重症度と相関し、さらに、いくつかの縦断研究ではうつ病や不安障害の危険因子となる可能性が示されている。」とありました。

良い睡眠は生活習慣病予防だけでなく、こころの健康にもつながっており、働く人が良い睡眠を確保することは健康経営にもつながってくると存じます。

当支部では働く人がより安全で安心できる健康な職場づくりを目指し、足立労働基準監督署をはじめとする関係機関等のご指導、ご支援を頂きながら、法令に関する必要な情報の提供や、講演会、昨年同様、今までに開催したことのないセミナーの開催にチャレンジするなどにより会員の皆様をお役に立てるよう、サポートして参ります。

本年も会員事業場の皆様のますますのご発展を心よりご祈念申し上げまして、新年のご挨拶といたします。

新年のご挨拶

足立労働基準監督署
署長 田中宏治

令和6年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

公益社団法人東京労働基準協会連合会 足立荒川労働基準協会支部並びに会員の皆様には、日頃から当署の業務運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和が始まったその年末から世界中に猛威を振るうこととなった新型コロナウイルス感染症も、昨年には5類に移行となり、経済活動もコロナ禍前に戻りつつあり、明るい年明けを迎えることとなりました。

コロナ禍では、一部の企業において、その対応等のために新たに長時間労働が生じることとなった一方で、3密を避けるために、テレワークやWeb会議等のリモートワークを積極的に推進する企業が増加するなど、多くの企業で就業環境の変化が生じました。

労働災害については、業務上による感染症のり患者が多数生じ、感染症対策が労働災害防止の重要な位置づけにもなりました。

こういった労働環境の変化への対応は、今もなお必要な状況にありますが、経済活動の再開による長時間労働の増加など、アフターコロナ対策もこれから本格化を迎えてまいります。

また、時間外労働に係る上限規制が猶予されていた建設業、自動車運転者等に上限規制が適用されることへの的確な対応、増加傾向がみられる労働災害に対する第14次労働災害防止計画に基づいた労働災害防止対策など、取り組むべき課題は山積しておりますが、安心して働ける職場環境の確保のため、当署職員一丸となって各種施策に積極的に取り組む所存でございます。

皆様の変わらぬ、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、貴協会支部の益々のご発展と会員皆様のご健勝を祈念しまして、新年の挨拶とさせていただきます。

《足立荒川労働基準協会支部からのお知らせ その2》

『最新事情を踏まえた就業規則グレードアップ』 ※有料オンデマンドセミナーです。

～新たな法令等に基づく労働条件の再検討と、これに伴う就業規則の一層の改善を目指して～

- 職業人生の長期化・複線化が進む中で、仕事に対する価値観や、生活スタイルが多様化し、働く「場所」、「時間」、「就業形態」を自ら選択する労働者が増加しています。令和6年4月からは、就業場所の明示、専門業務型裁量労働制における本人同意、無期転換ルール等の周知等が適用されます。こうした変化に、会社はどのように対応していくのか。就業規則の改訂という視点から、詳しく解説します。

主な内容：

- ・専門業務型裁量労働制の改正について
- ・労働条件明示の改正について
- ・無期転換ルールの改正について
- ・定年後再雇用者の基本給格差の最高裁判決について

講師：岩崎 仁弥 氏 (株)リーガル・ステーション代表取締役
NAC 社会保険労務士事務所 主席コンサルタント

受講料：4,950円

視聴期間：令和6年2月22日～令和6年3月8日

※お申込み方法等、詳細は同封いたしましたチラシをご参照ください。

東京都内の労働基準監督署における令和4年の定期監督等の実施結果

～72.9%の事業場に法違反の改善指導を実施～

東京労働局（局長 美濃 芳郎）が令和4年に管内の18労働基準監督署（支署）が実施した定期監督等（※）の結果について取りまとめ、以下のとおり公表しました。

【定期監督等の実施結果のポイント】

- 1 定期監督等の実施事業場数：15,160 事業場
このうち、11,050 事業場（全体の 72.9%）で労働基準関係法令違反あり。
 - 2 主な違反内容
 - 機械・設備等の危険防止措置に関する安全基準に関する違反があったもの：3,550 事業場（23.4%）
 - 健康診断の実施に関する違反があったもの：2,368 事業場（15.6%）
 - 違法な時間外労働があったもの：2,215 事業場（14.6%）
- ※ 定期監督等とは、各種の情報、労働災害の報告などを契機として、労働基準監督官が事業場に対して実施する検査のことです。その際、労務管理や安全衛生の状況を確認し、法令違反などがあれば是正・改善を指導します。

年末年始無災害運動・ポスター等頒布のお知らせ

～健康と安全で 幸せつなぐ年末年始～

当協会支部では「第53回年末年始無災害運動」のポスター・のぼり等を斡旋頒布しております。パンフレットは先月号に同封いたしましたが、当支部ホームページからもご覧になれますのでご利用ください。

ご注文・お問合せは当協会支部事務局までよろしく願いいたします。

中小規模事業場安全衛生サポート事業

☆中央労働災害防止協会が無料で行います。

無料で安全衛生の専門家のアドバイスがもらえます。本年度は約900件の個別支援と約200件の集団支援を予定しています。次ページにリーフレットの一部を掲載しましたが、当支部ホームページ「会員専用」より、詳細についてリンクできますのでご活用ください。

費用は
無料です！



中小規模事業場

安全衛生サポート事業

をご活用ください！



令和4年の労働災害死傷病者数約13万人のうち、従業員99人以下の企業でその75%が発生しています*。中央労働災害防止協会では、その減少を目的に「中小規模事業場安全衛生サポート事業」を実施しています。サポートには、個別の企業等を支援する「**個別支援**」と、商工会や工業団地などの集団を支援する「**集団支援**」の2種類があります。

費用は無料です、是非ご利用ください。

*厚生労働省「職場のあんぜんサイト (<https://anzeninfo.mhlw.go.jp>)」参照

<個別支援>

！ 専門家のアドバイスでストップ労災！

知識・経験豊富な安全衛生の専門家が職場にお伺いし、労働現場や作業の問題点を明らかにして改善のアドバイスを行います。

製造業、鉱業の事業場に加え、『安全推進者の配置等に係るガイドライン(平成26年3月)』(厚生労働省)を踏まえ、第三次産業(小売業、飲食店、社会福祉施設等)の店舗・施設等を対象としております。

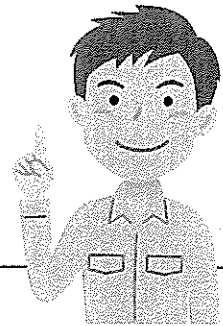
費用

費用は無料

(厚生労働省の補助事業のため)

対象

- 労働保険加入の製造業、第三次産業、鉱業が対象
- 労働者数が概ね100人未満の事業場が対象



1

現場確認で弱点を探し出します

2時間程度の現場確認で、安全衛生面での弱点を探し出します。

2

現場確認を参考に職場に必要な支援を実施します(教育・アドバイス等) ～オンラインでも対応します～

- 安全衛生の弱点を明らかにし、改善の手順をお伝えします。
- 職場巡視に同行し、巡視における目の付け所をアドバイスします。
- 転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防のアドバイスを行います。
- 機械災害の芽となる「危険源」を見つけ、リスク低減の具体的方法をお伝えします。
- 化学物質による健康障害や爆発火災等のリスク評価の進め方をお伝えします。
- はさまれ巻き込まれ防止等のための機械設備の安全化へのアドバイスを行います。

※個別支援において知り得た事業場の情報は、行政機関はじめ第三者が知ることはありません。
ただし、中災防が法令に基づく情報の開示を求められた場合を除きます。